

出水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について

■趣旨：国の基準省令が改正されることに伴い、市の条例の改正を行う。

■省令改正の背景及び要因

- 新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で①「感染症や災害への対応力強化」が求められている。
- 少子高齢化に伴う現状の課題への対応及び団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年も見据え、②「地域包括ケアシステムの推進」、③「自立支援・重度化防止の取組の推進」、④「介護人材の確保・介護現場の革新」、⑤「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

■条例改正の関係図

	条例名	対象	概要
1	出水市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	要介護	地域密着型サービス
2	出水市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例		ケアマネジャー業務
3	出水市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	要支援	地域密着型サービス
4	出水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例		ケアマネジャー業務

■主な条例改正の内容（市独自の基準を設けるほどの地域的な特殊性が認められないことから、基準省令どおりの改正とする。）

<p>①「感染症や災害への対応力強化」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策の強化 <p>新型コロナウイルス感染症等の感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び訓練（シミュレーション）の実地の義務付け</p> ・ 業務継続に向けた取組の強化 <p>感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた計画策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施の義務付け</p> ・ 災害への地域と連携した対応の強化 <p>非常災害等の発生を想定した訓練に地域住民が参加するように推進</p>
--

②「地域包括ケアシステムの推進」

・無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

全ての事業所に対して無資格者への認知症研修を義務付ける（3年の経過措置有）

・個室ユニットの定員上限の明確化

ユニット型介護老人福祉施設の定員数緩和原則 10 名→原則 10 名としつつ最大 15 名へ

・事務の効率化による逡減制の緩和

ICT 活用または事務職員の配置を行っている場合の居宅介護支援事業所の適用件数を見直す（逡減制の適用を 40 件以上から 45 件以上とする）。

③「自立支援・重度化防止の取組の推進」

（③については市条例には該当がないことから条例改正には影響がない。）

④「介護人材の確保・介護現場の革新」

・人員基準の緩和

（定巡、看多機、夜間対応訪問介護のオペレーター配置基準の緩和・グループホームの計画作成担当者基準の緩和・3ユニットの認知症グループホームの夜勤職員体制の緩和・見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和・特養の併設の場合の兼務等の緩和）

・会議や多職種連携における ICT の活用

「医療・介護関係事業者における個人情報適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。（ただし、利用者の参加するものは利用者の同意が必要）

・グループホームの外部評価方法の緩和

運営推進会議を活用した外部評価を認める。

・電磁的記録による保存等

電子記録による記録の保存を認めるとともに国のシステムを活用し、事業所単位でのPDCAサイクルの推進を図る。

・運営規程の掲示の柔軟化

運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。

⑤「制度の安定性・持続可能性の確保」

・ケアマネの同一事業所利用割合等の利用者への説明

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者に、同一事業所利用割合等について、利用者へ説明を行うことを新たに求める。

・生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを10月から導入する。

⑥「その他の事項」

・グループホームの業務効率化

ユニット数を3まで認めることとし、サテライト型事業所基準の創設等を行う。

・介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化(6月の経過措置期間を設ける)

施設系サービスにおいて、安全対策担当者を定めることを義務づける。事故発生の防止等のための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する。組織的な安全対策体制の整備を新たに評価する。

・高齢者虐待防止の推進

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。(3年の経過措置有)

■施行期日

令和3年4月1日

ただし、一部については3年間の経過措置期間を設ける。(感染症対策の強化・業務継続に向けた取り組みの強化等・認知症介護基礎研修の受講の義務付け・高齢者虐待防止の推進) 介護保険施設におけるリスクマネジメントについては、6月の経過措置を設ける。ケアプラン作成事業所の点検・検証の仕組みの導入については令和3年10月1日から施行